

2019年度

事業計画書

一般財団法人 全国競輪選手共済会

方 針

我が国の景気拡大は、第2次安倍政権の発足とともに始まり、主に円安を起点に改善した輸出企業が景気をけん引して、戦後最長となった可能性が高いと言われている。しかし、過去の好景気に比べ豊かさの実感は極めて薄く、今秋には消費税の増税も控えており、この景気回復がどこまで持続力を保てるか先行きの不透明感は強まっている。また、国外においても米中貿易摩擦の長期化を含む国際情勢の不確実性が高まりつつあり、今後世界経済は減速するとの懸念が広がっている。

競輪界では、ミッドナイト競輪・モーニング競輪の売上げは好調を維持し、実施競輪場も拡充され総車券売上は回復基調に転じてきている。しかしながら、グレードレースの売上は減少傾向が続いていることから、本年1月より、G開催の概定番組を改正して実施するなど、さらなる車券売上の向上を図る施策が講じられている。

また、250mバンクでの競輪選手によるテストレースが本年より始まり、今後も定期的に行われることが予定されている。本会では昨年度、競輪競走に関わる走行テスト中の落車負傷に対応するよう給付額の算定基準の一部改正を行ったが、今後も関係団体と協力して競輪事業発展の一助となるよう努める。

本年度の共済事業の執行にあたっては、引き続き関係団体の支援と協力のもと、適正円滑な事業運営に努める。

給付事業は、近年の落車件数及び給付動向等を勘案した予算編成を行い、落車事故による医療、休養及び後遺障害に対する適正な給付に努める。

育英金事業は、障害年金該当者等の子弟に対し年金を支給し高等学校または高等専門学校卒業までの就学支援を行う。

貸付事業は、貸金業法に基づく貸金業者として事業を行っているが、本年度も引き続き業法に則り、選手への福利厚生の一環として適正な事業の執行に努める。

A E Dの普及事業は、選手及び日本競輪選手会・J K A職員に対し、心肺停止等の緊急時における的確な操作方法の習得を目途として、実技講習会を実施しA E Dの普及啓もう活動に努める。

日本競輪選手会からの受託業務である退職給付及び競輪選手年金に関する支給事務については、本年度も適正円滑な事務処理の実施に努める。

本年度の事業概要は、次のとおりである。

- 1．給付事業については、近年の給付実績と給付動向を勘案し、基本的に各給付とも前年度事業を踏襲した予算編成を行い、適正な給付の執行に努める。
- 2．競輪選手オリンピック年金事業は、受給者2名分を計上し事業を執行するとともに、現在該当する5名の総支給額は既に積み立てていることから、年金資産から生じる果実については一般会計に戻し入れる。
- 3．育英金事業は、重度障害者及び死亡した正会員の子弟に対して学費等を補助するものであるが、本年度もこの事業目的を踏まえ事業を執行する。なお、運用財源については、一般会計からの繰入金等を充当して事業を執行する。
- 4．貸付事業は、一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付があり、どれも貸金業法に基づき適正に実施されている。一般貸付にあっては多くの正会員が利用し、その返済も順調に行われている。

また、一般貸付の貸付利率は、一年間の固定金利で年度毎に融資先銀行と協議決定しているが、本年度の貸付利率は、平成31年3月末における金融機関との約定金利を適用した貸付利率に基づき貸付事業を適正に実施する。
- 5．A E D普及事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、緊急救命時の対応を図ることを目的に、全競輪場及び自転車競技場にA E D（自動体外式除細動器）を設置し、事業内容に則した適正な運用と保守管理を行う。

また、J K Aおよび日本競輪選手会と連携してA E Dの実技講習会を実施し、選手及びJ K A各現場担当者等への技術の習得に努める。
- 6．その他の関連事業として、本会が事務局となっている退職選手職業指導委員会については、引退選手のセカンドキャリアサポートとして、元競輪選手の人材雇用に関心を示す企業を積極的に開拓し、本会ホームページあるいは日本競輪選手会支部を介し、その情報提供に努める。

また、正会員及び関係者の福利厚生施設として利用契約を締結している「ラフォーレ

倶楽部」については、本年度も引き続き活用し福利厚生増進に努める。

7. 以上の給付事業及び関連事業を執行するために必要な予算として、次の5会計区分の収支予算を編成する。

(1) 一般会計

事業活動収入は関係団体からの助成金として補助金等収入11億407万余円、基本財産運用収入及び特定資産運用収入2万余円、入会金収入90万円、受取利息として雑収入18万円、他会計からの繰入金収入1万円、日本競輪選手会からの退職給付及び競輪選手年金の受託業務に係わる事業収入1,763万余円、貸付金回収収入として昨年度から返済の始まった罹災貸付金回収収入24万円、特別罹災貸付金回収収入24万円の合計11億2,329万余円を計上する。

事業活動支出は諸給付及び障害特別見舞金として共済事業費7億4,214万円を含め事業費支出8億8,090万余円、管理費として8,121万余円、障害年金特別会計への繰入金1億3,460万円及び育英金特別会計への繰入金778万円を合わせた他会計への繰入金支出1億4,238万円の合計11億449万余円を計上する。

投資活動支出は職員退職給付引当資産への繰り入れとして特定資産取得支出880万円を計上する。

また、予備費支出として1,000万円を計上する。

(2) 障害年金特別会計

事業活動収入は特定資産利息収入60万円及び受取利息1万円とし、事業費支出及び障害年金引当金への積立不足については本年度不足分の一部を一般会計から繰り入れることとし、一般会計繰入金収入1億3,460万円の合計1億3,521万円を計上する。

また、事業活動支出は、障害年金受給者26名（新規受給者2名を含む。）7,992万余円を計上し、事業活動収支差額の5,528万余円は障害年金積立資産に繰り入れる。

(3) 競輪選手オリンピック年金特別会計

競輪選手オリンピック年金基金より生じる特定資産利息収入1万円を一般会計への繰入金支出に計上する。

また、事業活動支出は、競輪選手オリンピック年金受給者2名168万円を計上する。

(4) 育英金特別会計

事業活動収入は、特定資産利息収入 3 万円及び受取利息収入 1 万円とし、不足財源については一般会計から繰り入れ、一般会計繰入金収入として778万円の合計782万円を計上する。

また、事業活動支出は、育英年金受給者23名（新規受給者 3 名を含む。）732万円及び育英一時金 4 名50万円、合計782万円を計上する。

(5) 一般貸付特別会計

本年度の貸付計画は前年度の実績等を踏まえ、一般貸付については貸付口数を192口、貸付金額 8 億4,700万円、返済については24,000件、返済金額10億5,100万円を計上する。

事業計画の概略は以上のとおりであるが、事業執行にあたっては関係団体と連絡を密にし、適正円滑な処理に努め、競輪の健全な発展に寄与する。

1. 会 議

本会の運営に関する重要事項を審議決定し、また執行状況について審査を受けあるいは業務を適正に執行するため、必要に応じ次の諸会議を開催しまたはこれに参画する。

(1) 主要会議

理事会

評議員会

監査会

共済制度改善委員会

給付審議委員会

(2) その他の会議

関係団体との業務打合せ会議

業務受託者との連絡会議

専門医との連絡会

退職選手職業指導委員会

その他必要な会議

(3) 参画する会議

選手制度及び共済制度等に関する会議

日本競輪選手会本・支部研修会

日本競輪選手会プロサイクリスト編集会議

2. 給付事業

給付事業は、現在の競輪界の厳しい状況においても、選手が安心して競走に専念できる環境を維持するべく、日本競輪選手会をはじめとする関係団体の支援・協力のもと、競輪選手の災害補償として行っているものである。

本年度の給付事業は、競輪参加中及び競輪参加外の給付について、過去の給付実績の推移と今後の動向等を総合的に勘案し、共済事業費に7億4,214万円を計上する。

(1) 医療給付

医療給付は、落車件数、負傷の程度や医療保険制度の改革等の影響を受けやすく、ここ数年増加傾向を示している。本年度においても、10月1日より消費税の引き上げ及び診療報酬の改定が予定されていることや、重傷者に対する継続的な給付の必要から医療給付の増額が見込まれている。

参加中の医療給付については、本年度予定されるレース数を勘案し、過去の給付発生頻度及び前年度の傾向をもとに支出を見込んだ。

参加外の医療給付は、競輪練習中や訓練中等の落車負傷による診療費が支給対象となることから、過去の給付発生頻度及び前年度の傾向をもとにその支出を見込んだ。

以上により本年度の予算は、参加中7,700件1億5,270万円、参加外250件620万円、合計7,950件1億5,890万円を計上する。

(2) 休養給付

休養給付は、落車負傷に伴う療養期間に対して支給されるものであることから、落車件数及び休養日数により大きく左右される。また、重傷者に対する継続的な給付の必要から、休養給付の増額を見込み予算を計上する。

参加中の休養給付については、本年度予定されるレース数を勘案し、過去の給付発生頻度及び前年度の傾向をもとに支出を見込んだ。

参加外の休養給付については、競輪練習中、訓練中の落車負傷によるものであることから、過去の給付発生頻度及び前年度の傾向をもとにその支出を見込んだ。

以上により本年度の予算は、参加中1,610件3億6,400万円、参加外110件1,960万円、合計1,720件3億8,360万円を計上する。

(3) 傷病見舞金給付

傷病見舞金給付は、競輪参加中の落車・接触に対する傷病見舞金と入院時の対応に充てる入院雑費及び重傷者家族招致旅費として緊急措置費を支給する関係から、落車件数に大きく左右される。

本年度の予算については、本年度予定されるレース数を勘案し、過去の給付実績をもとに傷病見舞金に2,490件1,432万円、緊急措置費に460件69万円、合計2,950件1,501万円を計上する。

(4) 障害給付

障害給付は、労働者災害補償保険法の身体障害者等級表を準用しつつ、更に競輪選手という特殊性を加味することにより、一部障害については競輪界独自の認定基準による等級表の設定を行っている。

障害の認定については、症状の安定固定した段階での認定となることから、受傷については本年度発生したものに限らず、過去発生した受傷による障害認定が大部分を占めることとなる。

本年度は、軽度障害・中度障害・重度障害に該当する者について、過去の給付実績を勘案し想定される障害等級を見込んだ。

障害一時金・障害見舞金

参加中の障害一時金及び障害見舞金については、重度障害である第1級から第5級の障害一時金該当者を2名、中度障害である第6級から第11級の障害一時金該当者を2名、軽度障害である第12級から第14級の障害見舞金該当者を238名として、参加中242件9,644万円を見込んだ。

参加外の障害一時金及び障害見舞金については、中度障害である第6級から第11級の障害一時金該当者を2名、軽度障害である第12級から第14級の障害見舞金該当者を24名として、参加外26件673万円を見込んだ。

以上により参加中及び参加外の合計268件1億317万円を計上する。

障害年金

障害年金受給者は現在24名であるが、本年度予算は同年金該当者の他、重度障害者（第1級～第4級及び第5級の一部）の動向も勘案の上、新規該当者2名を新た

に見込み、合計26名7,992万余円を障害年金特別会計に計上する。

(5) 遺族給付

本年度の遺族給付は、本人死亡について訓練中1名4,000万円、練習中1名3,000万円、その他2名1,000万円、計4名8,000万円を計上する。

(6) 遺体輸送給付

遺体輸送給付は、訓練中に死亡した場合の輸送費として1件50万円を計上する。

(7) 障害特別見舞金

障害年金施行前に重度障害になった者へ見舞金として支給される障害特別見舞金の受給者は、現在5級に該当する者2名である。

本年度の重度障害者に対する障害特別見舞金の予算は、受給者2名96万円を計上する。

3. 競輪選手オリンピック年金事業

競輪選手オリンピック年金事業は、競輪選手がオリンピック競技大会に参加し3位までに入賞した場合、その功績に報いるため年金を支給するものである。

本年度予算は、競輪選手オリンピック年金の受給者2名分168万円を競輪選手オリンピック年金特別会計に計上する。

また、現在該当する5名の支給総額は既に積み立てているため、同年金基金より生じる特定資産利息収入1万円を一般会計へ繰り入れる。

4. 育英金事業

育英金事業は、正会員が死亡又は負傷等により障害年金に該当した者の子弟を対象に「幼稚園から高等学校または高等専門学校」まで育英年金と一時金を支給することにより生活を安定させ、かつ、社会に有用な人材を育成することを目的としている。

この運用財源については育英基金からの運用益を充てているが、近年の金融情勢においては受取利息だけでは不足額が生じるため、その不足分については一般会計から繰り

入れて事業を執行する。

本年度予算は、育英年金継続者20名に新規該当者3名を見込み合計23名732万円、また育英一時金4名50万円の合計782万円を育英金特別会計に計上する。

5. 貸付事業

貸付事業は、正会員の臨時の支出に対する資金の貸付を一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の区分により行い、正会員及びその家族の生活の安定を図ることを目的としている。

一般貸付は、正会員が居住する家屋等の購入もしくは改築、練習用自動車の購入、正会員の転居、正会員又は家族の負傷疾病による療養その他の事由により貸付が必要となった者に対し、貸付事由に応じて貸金業法の総量規制及び退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。

正会員は他の職種に比較し、一般の金融機関から住宅取得等を事由とする貸付には審査が厳しい状況にあることから、本会の貸付制度に対する依存度は高く、一般貸付における貸付金額の割合は土地家屋の購入等の住宅関連の貸付が過半数近くを占めている。

本年度の一般貸付は住宅関係によるもの52口、車の購入及びその他の貸付事由によるもの140口、合計192口の貸付を計上する。また、一般貸付は本会が金融機関から借り入れた資金を正会員に貸し付けることから、その貸付利率については年度末における金融機関との約定金利を適用する。

罹災貸付は、正会員が現に居住している家屋が火災又は水害等による被害を受けた場合に、その被害の程度に応じて退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。特別罹災貸付は、正会員の居住している地域が激甚災害法の指定を受けた災害等により被害を蒙ったときに、退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける制度である。これらの貸付については本会の資金を充てていることから、利率については現行どおり年利1.2%とする。

一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の貸付金の回収処理は、競輪参加時は公益財団法人JKAの電算処理システムに委託、退会時に貸付残金がある者については日本競輪選手会から支給される退職給付金から清算することにより本年度も完全な回収を図ることとする。

6 . 広 報 活 動

広報活動については、共済事業に関する周知啓もうを図るため、共済会設立以来の事業改正内容及び変遷を記載した「共済会の概要」や給付事業内容を具体的に説明した「共済会の手引」を発行する。

さらに、日本競輪選手会発行の機関紙「プロサイクリスト」に最新の事業内容等を随時掲載する。また、ホームページにおいて予算・決算、本会の概要、セカンドキャリアに関する情報提供及びA E D普及事業を公開していく。

7 . 調 査 統 計 資 料 の 作 成

調査統計資料は、共済事業の実態を把握し統計的に集計したものであるが、将来における共済事業の動向を見極め、公正安全な競走を行う上からも貴重な資料となる。

本年度も、過去における共済事業の経緯・給付実績を示した推移統計表及び前年度の各給付を集計した「共済事業調査統計表」を作成し、各関係団体に配付する。

8 . 業 務 委 託 契 約 者 と の 連 携

共済事業を適正円滑に処理するため、本年度も競輪参加中に関わる業務はJ K Aに、居住地扱いに関わる業務は日本競輪選手会にそれぞれ業務委託し、共済事業が迅速かつ適正に運営できるよう万全を期す。

また、退職給付及び競輪選手年金事業については、日本競輪選手会から支給に関わる事務を受託し適正円滑な給付事務処理を行う。

なお、共済事業内容の周知徹底を図るためJ K A及び日本競輪選手会の共済会業務に携わる事務担当者を対象に事務連絡会を開催し、日常業務の諸問題について意見交換を行い適正かつ円滑な事務処理に努める。

9 . 職 員 の 研 修

本会事業の中にあって、給付関係業務は専門的な知識が要求される部分があることから、随時、専門医を招聘し給付審査上における問題点の解消等知識の向上を図り、事務

処理を適正に進める。

さらに、職員を競輪場や関係医療機関等に随時派遣し、現場業務の実態を把握させる等、資質及び実務の向上を図る。

10．A E D（自動体外式除細動器）普及事業

A E D（自動体外式除細動器）普及事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、心肺停止等の緊急事態発生時に即応できるよう、すべての競輪場及び主に選手が利用する自転車競技場にA E Dを設置している。

また、競輪場及び自転車競技場のA E D管理者並びに日本競輪選手会支部と連携し、定期的なA E D点検確認報告を受けるとともに、本会職員を逐次派遣し、A E D設置状況の確認及び管理状況についてその実態把握に努める。

さらに、緊急救命時の迅速な対応が行えるよう、選手及びJ K A各競技部現場担当者などへの習熟を図るため、日本競輪選手会本部・支部及びJ K A各支部を通じ希望を募りA E D講習会を実施する。

11．退職選手職業指導委員会

選手引退後の就職状況に関するアンケート調査を実施するとともに、セカンドキャリアサポートとして退職した競輪選手の雇用に積極的な企業を開拓し、本会ホームページあるいは日本競輪選手会支部を介してその情報を提供していくことに努める。